



# 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金

平成28年度補正予算第2号要求額  
700百万円

## 背景・目的

## 事業目的・概要等

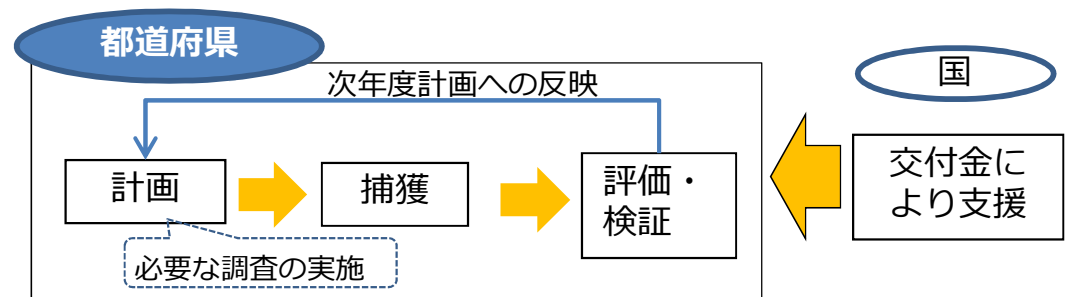
## イメージ

- ニホンジカ及びイノシシによる自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 環境省と農林水産省は、2013年にニホンジカ・イノシシの個体数を10年後までに半減させる「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を発表。
- 捕獲数の大幅な拡大を図るため、鳥獣法の改正により、創設した指定管理鳥獣捕獲等事業を交付金により支援。
- 27年度において、ニホンジカは現状（23年度）の捕獲率の2.5倍の捕獲数（70万頭）が必要な状況にあり、また、高密度地域が広範囲に及んでおり、更なる捕獲の強化が必要。



## 事業概要

- 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき都道府県が実施する捕獲等を交付金により支援
- 対象鳥獣：指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）
- 対象者：指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県



## 現状

- 指定管理鳥獣捕獲等事業は、市町村による捕獲が難しい奥山、鳥獣保護区、高標高地等の低密度地域における捕獲が中心のため、都道府県の捕獲目標は低く、また、捕獲数は低調。
- 一方、ニホンジカの高密度地域が拡大しているが、市町村や都道府県による捕獲が十分でない状況。

## 新たな課題

- ① 捕獲経験の少ない低密度地域における捕獲手法の確立。
- ② 急速に高密度地域が拡大しているニホンジカについて、集中的かつ広域的な個体群の管理を担う都道府県が、迅速に追加的な捕獲を行う等、重点的な管理の強化が必要。

交付対象事業	交付割合
① 実施計画策定等事業	➤ 事業費5,000千円を上限とする定額補助（ただし、定額を超えた分は事業費の1/2以内）
② 指定管理鳥獣捕獲等事業	➤ 事業費の1/2以内（ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある県は、解除されるまでの間、事業費の2/3以内）
③ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	➤ 事業費2,000千円を上限とする定額助成（ただし、定額を超えた分は事業費の1/2以内）

①はH30までの時限措置

## 事業スキーム



## 期待される効果

- 都道府県による指定管理鳥獣の捕獲等を円滑かつ迅速に強化し、もって適正な指定管理鳥獣の管理を推進し、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与する。

ニホンジカ、イノシシの生息頭数の半減に向けた捕獲を加速化